釧路市訪問型サービス介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業 訪問型サービス(訪問介護相当)

重要事項説明書

社会福祉法人 釧路啓生会 在宅サービス釧路昭和啓生園 ホームヘルパーステーション

釧路啓生会サービス提供の 基本理念・基本方針

サービス提供の基本理念

当施設のサービスを利用する方々が、心身共に健やかに、その有する 能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援する。

サービス提供の基本方針

- (イ) その人らしい生活を支える施設
- (ロ) 利用者の安全と自由が守られる施設
- (ハ) ぬくもりの伝わる施設
- (二)介護に困っている方のお役にたてる施設
- (ホ) 利用者・家族・地域に信頼される施設

◇◆ 目 次 ◆◇

- 1. 事業者(法人)の概要
- 2. ご利用事業所の概要
- 3. 事業の目的と運営方針
- 4. 提供するサービスの内容
- 5. 営業日時
- 6. 事業所の職員体制
- 7. サービス提供の責任者
- 8. 利用料金
- 9. 事故発生時等における緊急時の対応
- 10. 苦情を解決するために講ずる措置
- 11. サービスの利用にあたっての留意事項

介護予防·日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)重要事項説明書

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 釧路啓生会
法 人 所 在 地	〒084-0908 釧路市北園1丁目1番27号
代表者 (職・氏名)	理事長 中島 太郎
設 立 年 月 日	昭和48年12月25日
電話番号	0 1 5 4 - 5 5 - 5 2 5 2

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	在宅サービス釧路昭和啓生園ホームヘルパーステーション		
サービスの種別	第 1 号訪問事業(介護予防訪問介護相当)		
事業所の所在地	〒084-0909 釧路市昭和南5丁目23番1号		
電話番号	0 1 5 4 - 5 1 - 5 5 1 4		
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日 0174100107		
管理者(職・氏名) 園長 小倉 健			
事 業 の 実 施 地 域 釧路市(但し、音別町・阿寒町・阿寒湖畔を除く)			

3. 事業の目的と運営方針

要支援状態にあるご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居
宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保
及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう、
介護予防サービスを提供することを目的とします。
事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法
その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業
者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご
利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となるこ
との予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等がご利用者のお宅を訪問し、 入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサー ビスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	ご利用者の身体に直接行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を 高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、 清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	9時~18時 但し、緊急の場合は随時対応いたします。 連絡先)0154-51-5514(日中) 0154-51-5541(夜間)
サービス提供時間帯	1日24時間対応

6. 事業所の職員体制

職種	配置数	常勤		非常勤		指定
中以	10000000000000000000000000000000000000	専従	兼務	専従	兼務	基準
園長	1人		1			
管理者	1人		1			1
サービス提供責任者	3人	2	1			3
訪問介護員	13人			1 3		2.5
介護福祉士	5人	2	1	5		
訪問介護員養成研修 1 級 課程修了者(ヘルパー 1 級)	人					
訪問介護員養成研修2級 課程修了者(ヘルパー2級) 介護職員初任者研修修了者	8人	1		8		
釧路市指定研修修了者		3		1 3		

7. サービス提供の責任者

	介護員	折手	貴子	
サービス提供責任者(職・氏名)	介護員	菅原	知子	
り一ころ提供負任有(戦・以右)	介護員	水上	育子	

8. 利用料金

ご利用者がサービスを利用した場合の「利用料金」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として負担割合証に応じた利用料金の1割又は2割又は3割の額です。ただし、所定の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えて額の全額をご負担いただきます。</u>

(1)第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料金 <サービス費自己負担額 + 各種加算自己負担額 = 利用料金>

【釧路市訪問型サービス費(訪問介護相当)】※身体介護及び生活援助

サービス内容	訪問回数	自己負担額			
リーに入内谷	初问凹数	1割	2割	3 割	
訪問型サービス費 (I) ※要支援1・2対象	週1回程度	1,172円 /月額	2,344円 /月額	3,516円 /月額	
訪問型サービス費 (Ⅱ) ※要支援1・2対象	週2回程度	2,342円 /月額	4,684円 /月額	7,026円 /月額	
訪問型サービス費 (Ⅲ) ※要支援2のみ対象	週2回を超える程度	3,715円 /月額	7,430円 /月額	11,145 円 / 月額	
訪問型サービス費 (Ⅳ) ※要支援1・2対象	月1~4回まで	2 6 7円/ 1回	5 3 4円/ 1回	801円/	
訪問型サービス費 (V) ※要支援1・2対象	月5~8回まで	271円/	5 4 2円/	813円/	
訪問型サービス費 (Ⅵ) ※要支援2のみ対象	月9~12回まで	286円/	5 7 2円/ 1 回	858円/	

◆上記サービス費は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画書に基づき決定 されたサービス内容を行うための標準的に必要となる時間に基づいて計算されています。

- ◆サービス費については、 $\underline{+-ビス費 (I) mo (\Pi) \pm con$ 月額包括料金が基本となりますが、次の条件により $\underline{+-ビス費 (IV) mo (VI) \pm con$ 利用 1回ごとの出来高料金が適用となります。
 - ①退院直後など状態が不安定で1ヶ月を通しての利用が不明な場合
 - ②暫定利用の場合
 - ③月途中でサービス利用が中止・停止することがあらかじめ決まっている場合
 - ④月途中からの利用開始の場合

【各種加算】

加算名	算 定 要 件	負担額
初回加算	①新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行った場合又は同行訪問した場合 ②当事業所のサービスを受けていた方で過去2ヶ月サービス提供を受けていなかったご利用者に対して、再開時に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行った場合又は同行訪問した場合	月 額 1割200円 2割400円 3割600円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリを受け、計画及び実施の必 要性があり、実施した方に場合に算定	月額 1割100円 2割200円 3割300円
介護職員処遇改善加算	質の高いサービスに繋がる体制要件や人 材要件に適合している事業所を評価する 加算として1ヶ月のサービス費及び各種 加算により算定した額に対し算定	(I) 13.7%/月 (II) 10.0%/月
介護職員等 特定処遇改善加算	処遇改善加算の「加算Ⅰ」から「加算Ⅲ」を算定している。加えて処遇改善加算の 「職場環境要件」を満たす取り組みを複数行っている。処遇改善の取り組みを情報公開制度やホームページへの掲載などを通じて「見える化」している。	(I) 6.3%/月 (II) 4.2%/月

- ◆上記のサービス費及び各種加算については、釧路市長が定めた金額であり、これが改定 された場合は、これらの料金も自動的に改定されます。尚、その場合は、事前に新しい 料金を書面にてお知らせいたします。
- ◆ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要介護度決定後、介護保険から自己負担額を除く金額が払い戻されます。 (償還払い) *申請される場合には、「サービス提供証明書」を交付いたします。

(2) 利用の中止・取消料

利用予定日の前に利用中止によるサービス提供の取り消しがある場合には、利用予定日の前日までに事業所へ申し出てください。利用予定日の当日にサービス提供を取り消

した場合は、以下のとおり取消料をいただきます。ただし、利用料が月額包括料金である場合は取消料を不要とします。

取消の時期	取消料
利用予定日前日までの取り消し	取消料なし
利用予定日当日の取り消し	取消料 500円(人件費)

(3)利用の変更、追加

利用予定日の前に利用の変更や新たなサービスの追加がある場合には、お早めに事業所へ申し出てください。尚、事業所の利用状況等によりご希望の日時にサービス提供ができない場合は、他の利用可能な日時を提示して協議します。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月20日までにお支払いください。 但し、利用の廃止等が生じた場合は、その都度お支払いいただきます。

お支払い方法 銀行口座からの自動引き落とし

※但し、現在みずほ銀行と秋田銀行の口座は利用できませんので、ご注意願います。

(5) サービス記録の提示及び複写物の交付

ご利用者がサービス記録の提示、また複写物を必要とする場合はいつでもお申し出ください。

9. 事故発生時等における緊急時の対応

当事業所において、事故等により緊急を要する事態が発生した場合は、ご利用者のご家族、関係機関等へ連絡を行うとともに、事故発生対応のマニュアル又は緊急時の対応マニュアルに基づき必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

事業所の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生についてご利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

◆本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名:介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要:対人補償、対物補償、人格権侵害補償、経済的損害補償等

10.苦情を解決するために講ずる措置

(1) 苦情に対する体制、対応の手順

ご利用者等が、苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下 記のとおり配置しております。 苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くとともにサーサービス提供担当者からも事情を確認します。その上で内容等を精査し、苦情解決責任者へ報告、または必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行ないます。その際苦情に対する内容、対応の記録を保管し、再発防止に活用します。

苦情受付窓口	総務課長 小笠原 徹
受 付 方 法	電話・郵便物・苦情受付ボックス(特養・在宅玄関に設置)
受 付 時 間	毎週月曜日~金曜日 9:00~18:00
電話番号	0 1 5 4 - 5 1 - 5 5 1 4

(2) 苦情の申し立て

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

釧路市福祉部介護高齢課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0 1 5 4 - 2 3 - 5 1 5 1
	FAX	0 1 5 4 - 3 2 - 2 0 0 3
	受付時間	8:50~17:20
北海道保健福祉部福祉局 施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
	FAX	0 1 1 - 2 3 2 - 1 0 9 7
	受付時間	9:00~17:00
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 5 6
	FAX	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 8
	受付時間	9:00~17:00

11. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供は、複数の訪問介護員が交替で担当いたします。但し、出来る限り同 一訪問介護員がサービスを提供できるよう配慮致します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して 訪問介護員の交替を申し出ることができます。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

- ①ご利用者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を 事業者に依頼することはできません。
- ②訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で使用させていただきます。

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご利用者の同居家族に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 動
- ⑤その他、ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

事業者はサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅サービス釧路昭和啓生園ホームヘルパーステーション

サービス提供責任者

説明者職氏名	印
DC 71 D 198 DV D	<u>-1</u>

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者	<u>住</u>	所			
	<u>氏</u>	名			印
家 佐	<i>I</i> ÷	ac.			
家族	<u>住</u>	РЛ			
	氏	名			印
				(続柄)
(1) TIT. (
代理人	<u>任</u>	別			
	氏	名	 		 印
				(続柄)